

御屋敷山墓苑共同墓「蓮華の苑」納骨・管理要項
〔令和2年(2020)7月制定〕

1. 墓の名称
「蓮華の苑」(れんげのその)
2. 管理者
宗教法人浄蓮寺代表役員〈浄蓮寺住職〉
3. 墓の建立目的
この墓は、現在、無縁(追悼する者がいない)の遺骨を、また将来、無縁となる遺骨を預かり、管理保持し、追悼供養することを目的とします。
4. 納骨の対象者
イ. 上記の「共同墓の建立目的」に記された、現在無縁の人、また将来無縁となる人が本来の納骨の対象者であるが、事情により家の墓を建立しない人、家の墓に入りたくない人もこの共同墓に納骨出来る対象者とします。
ロ. 納骨される人またその遺族の宗教・宗派、所属の寺院・神社・教会の有無は問いません。
5. 納骨の種類
イ. 骨壺での納骨
① 個人(一人)
② 夫婦
③ 先祖代々
骨壺一個単位で預かります。例えば夫婦の場合、それぞれが一個の骨壺に入られる場合と、一個の骨壺に二人が入られる場合があります。先祖代々何人あっても、一個の骨壺に入られても構いません。夫婦で一個、また先祖代々で一個の場合、一個の骨壺には収めきれません。その場合は、収めきれないお骨は、墓室内の散骨所に収めます。
ロ. 散骨所納骨…散骨
6. 納骨の費用
イ. 骨壺一個 20万円より
ロ. 散骨 10万円より
7. 法名〔戒名〕或いは俗名(氏名)等の石板設置
ご希望の方には、法名〔戒名〕或いは俗名(氏名)、〇〇〇〇家先祖代々等を石板に刻み、墓の側面に設置します。【納骨の証となる】
石板制作の費用は、個人(一人)・先祖代々…3万円 夫婦…5万円です。
8. 納骨に関するその他の費用
夫婦、或いは〔墓じまい等で〕先祖代々のお骨を一つのツボへまとめ、入りきらないお骨を共同墓へ散骨する作業が必要な場合、その作業を業者＝石材店にしてもらいます。その作業が必要な場合は、業者への支払として5千円が別途掛ります。
9. 墓前での祭祀について
イ. 所属の宗旨〔宗教・宗派〕で、導師を招いて、祭祀を行われて結構です。
ロ. ご希望があれば、浄蓮寺の僧侶が読経をします。但し、墓前での儀礼は、浄蓮寺の宗旨である浄土真宗本願寺派の法式となります。
また、墓じまいに当たっての読経も行います。費用を含めて管理者にご相談・お問い合わせ下さい。

10. 管理料
この共同墓使用の年間管理料は必要ありません。
11. 縁故者の参拝について
遺骨の縁故者の参拝に当っては、他の墓地使用者の迷惑にならないよう、また、墓苑・墓所的美観を保つよう努めなければなりません。
12. 遺骨の返還
縁故者が何らかの理由で遺骨の返還を希望する場合、場合によってはそれに応じることはできますが、納骨費用の返金はできません。
13. 納骨の申込み
必ず所定の申込書〔上記の種類により、3様式あります。〕に、火葬許可証、又は改葬許可証を添えて管理者へご提出下さい。但し、火葬許可証(改葬許可証)が提出できない場合は、その旨をお伝え下さい。



正面



側面〔石板設置〕

御屋敷山墓苑
山口県下松市西豊井字御屋敷山10129-1

管理者
宗教法人 浄蓮寺
〒744-0073 山口県下松市美里町3-12-1
TEL(0833)41-1380 FAX(0833)41-6676
<https://mo.jyorenji.jp>
E-mail:dream10@gmail.com

